

IFRSの任意適用・強制適用の時期が議論の焦点に

企業会計審議会

去る12月16日、企業会計審議会会長・安藤英義・専修大学教授)は第14回企画調整部会を開催し、前回に引き続き国際会計基準の導入に関する検討を行った。

まず事務局から、これまでの審議の整理と、最新の国際会計基準適用についての動向が説明された。最新の動向としては、欧州委員会による日本基準の同等性評価等が指摘された。また、証券アナリスト協会から、アンケート調査の結果、証券アナリストの中では金融危機を理由に時価会計を後退させるべきではないとの意見が大勢を占めたとの報告があった。

今回の審議の論点と委員の意見の概要、今後の審議については以下のとおり。

●IFRSの任意適用の是非および時期

希望者のみの話であるから、できるだけ早期に容認すべきとの意見が多かった。企業会計基準委員会の西川郁生委員長からも、コンバージェンスが終了する2011年を待たずに2010年ごろを目標としてもよいと

の見解が示された。ただ、税法や会社法等の関連諸法の整備があつてはじめて容認できるとする慎重論もあつた。

●並行開示の是非

どのレベルのものを求めるのかという疑問や、実務上不可能ではないかとする見解、注記程度の扱いが現実的とする見解など、企業のコストを心配する意見が多かった。ただ、任意適用から強制適用の経過措置として不可欠という見解もあつた。

●強制適用の是非および範囲

去る12月18日、企業会計基準委員会は、第168回企業会計基準委員会を開催した。本委員会では、平成19年8月に公表された東京合意に基づく短期コンバージェンス項目として検討されてきた、企業会計基準「企業結合に関する会計基準」、「連結財務諸表に関する会

米国が2011年までにアドプションするかどうか決定するため、日本もIASBへの発言力を維持し、プレゼンスを高めるために乗り遅れてはならないとする意見があつた一方で、そもそもコンバージェンスを進めて同等性が評価できるようにした会計基準をさらにアドプションする意味はどこにあるのか、改めて問う意見もあつた。

ただ、全体的に日本市場のみで取引を行う中小企業には強制適用すべきではなく、あくまで連結先行という方向性が確認された。さらに任意適用・強制適用を決定するかどうかも含めて、ロードマップを描く重要性が改めて確認されたが、その時期については不明である。

会計

企業結合に関するIFRSの改正会計基準等、公表議決される

IASB

去る12月18日、企業会計基準委員会は、第168回企業会計基準委員会を開催した。本委員会では、平成19年8月に公表された東京合意に基づく短期コンバージェンス項目として検討されてきた、企業会計基準「企業結合に関する会計基準」、「連結財務諸表に関する会

計基準」、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正、「事業分離等に関する会計基準」および「持分法に関する会計基準」、ならびに企業会計基準適用指針「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の公表議決が行われた。

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)

平成20年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、経済・財政政策運営の基礎資料を得ることを目的として、企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を四半期ごとに調査している。なお、資本金1千万円以上の法人企業(電気・ガス・水道業および金融・保険業は資本金1億円以上)を対象としている。以下は、平成20年10-12月期調査結果の概要である。

対象企業数 14,337社
回答企業数 11,408社
回収率 79.6%

景況 ●貴社の景況
20年10~12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超となっている。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超で推移する見通しとなっている。

●国内の景況
20年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超となっている。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超で推移する見通しとなっている。

雇用
20年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「不足気味」超で推移する見通し、中小企業は21年3月末に「過剰気味」超に転じる見通しとなっている。

売上高
20年度は、0.4%の減収見込みとなっている(下期3.2%の減収見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業いずれも減収見込みとなっている。

経常利益
20年度は、20.8%の減益見込みとなっている(下期26.4%の減益見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業いずれも減益見込みとなっている。

設備投資
20年度は、9.8%の減少見込みとなっている(下期14.3%の減少見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業いずれも減少見込みとなっている。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいう。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位:%ポイント)

		20年7~9月	20年10~12月	21年1~3月	21年4~6月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	▲10.2	▲35.7	▲22.2	▲10.3
	製造業	▲10.0	▲44.5	▲27.2	▲10.2
	非製造業	▲10.2	▲30.5	▲19.2	▲10.4
中堅企業	全産業	▲18.6	▲33.3	▲30.9	▲16.7
	製造業	▲15.0	▲43.7	▲40.2	▲16.7
	非製造業	▲19.8	▲30.0	▲28.0	▲16.6
中小企業	全産業	▲34.3	▲40.7	▲38.3	▲24.1
	製造業	▲34.7	▲51.3	▲46.8	▲27.8
	非製造業	▲34.3	▲38.5	▲36.5	▲23.3

国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位:%ポイント)

		20年7~9月	20年10~12月	21年1~3月	21年4~6月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	▲36.1	▲63.8	▲43.7	▲18.4
	製造業	▲30.9	▲67.8	▲43.2	▲13.4
	非製造業	▲39.2	▲61.4	▲44.0	▲21.4
中堅企業	全産業	▲47.5	▲65.0	▲52.4	▲27.9
	製造業	▲38.4	▲66.9	▲53.4	▲24.3
	非製造業	▲50.3	▲64.4	▲52.1	▲29.1
中小企業	全産業	▲57.2	▲66.8	▲57.2	▲37.3
	製造業	▲53.9	▲68.9	▲59.6	▲35.4
	非製造業	▲57.8	▲66.4	▲56.7	▲37.7

本改正の主な内容については次のとおり。

- ・ 持分フリーリング法の廃止
- ・ 株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価測定日負のれんの会計処理
- ・ 少数株主持分の測定
- ・ 段階取得における会計処理
- ・ 在外子会社株式の取得により生じたのれんの会計処理
- ・ 企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等
- ・ その他①共同支配投資企業の連結財務諸表上、共同支配企業に対する投資についての持分法適用、②企業結合に係る特定勘定の計上

よび取崩し処理の見直し、③「親会社」の定義の見直し、など)

会計

改正四半期会計基準等、公表議決される ― ASBJ

去る12月18日、企業会計基準委員会は、第168回企業会計基準委員会を開催した。本委員会では、企業結合に関する会計基準の公表議決とともに、改正企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」および改正企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」について、公表議決が行われた。

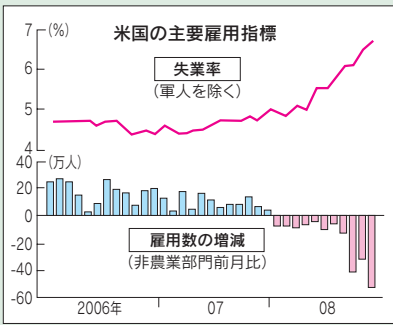
適用時期については、平成22年4月1日以後開始する事業年度において最初に実施される企業結合・分離、企業結合・分離に関する会計処理および注記事項、非連結子会社および関連会社に対する投資に係る会計処理から適用される。また、平成21年4月1日以後実施されるものから早期適用も可能とされる。なお、早期適用を行う場合は、すべての会計基準について一斉に適用を行うものとしている。

本改正は、企業会計基準17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下、「セグメント基準」という)の公表に伴う所要の改正である。主な改正点は次のとおり

- 改正点
- ・ セグメント基準適用後、四半期財務諸表において開示する事項

米雇用、11月は大幅悪化

サブプライム問題に単を発した金融危機が、米国の実態経済にも深刻な影響を及ぼしている。米労働省が12月5日に発表している11月の雇用統計(季節調整値)によると、非農業部門の雇用者数は前月に比べ53万3,000人減少した。これは第一次石油ショックの影響で景気が悪化した1974年12月の60万2,000人減以来、約34年ぶりの大幅な落ち込みとなった。失業率(軍人を除く)も前月から0.2ポイント上昇し、6.7%となった。これも1993年10月(6.8%)以来、約15年ぶりの高水準。雇用者数の減少は11カ月連続で、同時に発表した改定値によると9月、10月の雇用者数も大幅に拡大した。9月、10月の雇用者数の減少は、それぞれこれまでの28万4,000人、24万人から40万3,000人、32万人に修正された。今年1月からの雇用者数の減少は9月に金融危機が信用収縮を伴って広がってから急速に拡大、合計約191万人に達した。米国景気は昨年12月から後退局面に入っているが、今後さらに悪化する見通しで、



戦後最長・最悪の不況に発展する可能性が高まっている。

雇用者数の内訳は民間部門が54万人減、政府部門が7,000人増。主要業種をみると、製造業8万5,000人減、建設業8万2,000人減、小売9万1,000人減などで軒並み不振となった。特にサービス部門全体では37万人減少しており、雇用調整が先行した建設、製造業からサービス業へリストラの波が広がっている。主要企業の人員削減計画が相次いでおり、2008年間の雇用者数の減少が200万人を突破するのはほぼ確実である。また失業率もエコノミストの間では7%台に達するのは時間の問題との見方が多い。

欧州、異例の3カ月連続で大幅同時利下げ

欧州の中央銀行が11月4日、相次いで政策金利と大幅に引き下げた。引き下げ幅は欧州中央銀行(ECB)が1999年の単一通貨ユーロの導入以来、最大となる0.75%。英イングランド銀行も1.0%下げた。スウェーデンは1.75%利下げで、現行制度を創設した1994年以来、最大の下げ幅。またデンマークも0.75%下げ。域内の中央銀行(ECB)が同時利下げを実施するのは3カ月連続となる。インフレ懸念が急速に後退し、一部にはデフレ懸念が出てきており各国は大型財政出動を本格化して景気を下支えする。

ユーロ圏15カ国に適用する市場調節金利は10日から年2.5%に引き下げられた。これは利上げ局面だった2006年6月以来2年半ぶりの水準。後退局面に入った

欧州景気に配慮する姿勢を鮮明にした格好だが、世界的にエネルギー価格が急落したことも3カ月連続の利下げを後押しした。ユーロ圏の11月の消費者物価上昇率は前年同月比で2.1%と前月に比べ1.1ポイント低下した。

ユーロ圏よりも景気の冷え込みが目立つ英国では1.0%の政策金利引下げを即日実施した。新金利は2.0%となり1951年以来57年ぶりの最低水準となった。3カ月連続の利下げで名目金利から物価上昇率を差し引いた、欧州の「実質金利」は縮小に向かっている。

日本企業、3四半期連続の減収減益

財務省が発表した2008年7-9月期の法人企業統計によると企業収益は3四半期連続で減収減益となった。経常利益は前年同期比22.5%減と7年ぶりに大きな減益幅を記録した。原油高に伴うコスト増に加え、世界的な需要減退を受けた売上高の減少が収益力を圧迫した。

法人企業統計は大企業から中小企業まで約2万社を網羅しており、国内企業全体の経営状況を把握できる。7-9月期の売上高経常利益比率は2.7%と、同0.8ポイント悪化した。昨年7-9月期以降は3%台から4%台で推移してきたが、今回の統計で急激に落ち込んだ。化学や運送など原材料価格の動きに左右されやすい企業の悪化が目立った。規模別では資本金10億円以上の大企業が3.8%に低下し、落ち込み幅は1.4ポイントと中小・中堅企業よりも大きかった。

- ① 報告セグメントの利益(または損失)および売上高
- ② 企業結合や事業分離などにより、セグメント情報に係る報告セグメントの資産金額に著しい変動があった場合には、その概要
- ③ 報告セグメントの利益(または損失)の合計額と、四半期損益計算書の利益(または損失)計上額の差異調整に関する主な事項の概要
- ④ 報告セグメントの変更または事業セグメントの利益(または損失)の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後においてその内容
- ⑤ 等年度の第2四半期以降に前記④の変更があった場合には、第2四半期以降に変更した理由
- ⑥ 前年度において、前記④の変更を行っており、かつ前年度の四半期と、当年度の四半期の前記①の報告セグメントの区分方法、または利益(または損失)の測定方法との間に相違がみられる場合には、その旨および変更後の方法に基づく前年度の前記①および③の事項
- ⑦ 固定資産について重要な減損損失を確認した場合、

その報告セグメント別の概要

⑧ のれん(重要な負ののれんを認識する場合も含む)の金額に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合、その報告セグメント別の概要

● 適用時期
本改正基準等については、平成22年4月1日以降開始する連

引当金および偶発債務の検討が始まる — ASBJ、引当金専門委

去る12月22日、企業会計基準委員会は第1回引当金専門委員会を開催した。同委員会では2009年後半までにIASBやFASBの動向を踏まえた論点を整理を公表し、翌2010年中には論点整理に対するコメント等を踏まえた公開草案を公表する予定。

同委員会の設置の目的としては、①2009年後半に確定予定の国際会計基準(IAS)7号への対応と、②国内基準における比較可能性の確保が挙げられる。

結会計年度および事業年度の第1四半期会計期間から適用される。

なお、適用初年度の第1四半期会計期間では、セグメント情報に関する事項について、報告セグメントの決定方法、および各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類について記載しなければならぬとしている。また、適用初年度について、セグメント情報等に関する事項の前年度に対応する四半期会計期間および期首からの累計期間に関する開示は不要としている。

会計

認識プロジェクトの進行に合わせて判断してはどうか。

- ・退職給付引当金、貸倒引当金、工事損失引当金、資産除去債務といった他の基準で規定されているものは対象外とする。
- ・有給休暇引当金、リストラクチャリング引当金、受注損失引当金(工事契約以外)、役員退職慰労引当金は検討範囲に含まれる。

● 認識
認識要件をどのように規定するか。

↓企業会計原則注解18の踏襲でよいか、コンパジェンスの観点から新たな要件を定めるか。

・国際的な基準で負債性を認め

電子記録債権法の会計処理案、早ければ1月末公表が

ASBJ、金融商品専門委

去る平成20年12月24日、企業会計基準委員会は第43回金融商品専門委員会を開催し、公正価値測定に関する論点整理に向けた検討と、電子記録債権法施行に伴う会計処理の検討を行った。

今回の議論の主な内容は次のとおり。

- ① 公正価値の定義
- ② 当初認識時における公正価値
- ③ 「資産または負債に特有の

- 属性」の特定
- ④ 「最有効使用」の仮定に基づいた資産の公正価値測定
 - ⑤ 取引量に応じた割引・割増要素の取扱
 - ⑥ 主要な市場（または最も有利な市場）の前提
 - ⑦ 市場参加者間における秩序ある取引の前提
 - ⑧ 負債の公正価値測定における「不履行リスク」の取扱

このうち、今回議論されたのは論点①・④・⑥・⑦で、論点⑦については、わが国の公正価値測定の考え方とおおむね整合的と考えられるが、その他については国際的な動向を踏まえてS F A S 157と同様の明示をするか、今後検討していくこととした。また、論点②・③・⑤・⑧については次回以降検討される

税務

国税庁長官新春インタビュー

国税庁長官の石井道遠氏は記者クラブの新春インタビューに応じ、平成21年の税務行政の運営について、抱負を述べた。

半年間の感想と新年の抱負

半年の間に9つの国税局を回るとともに、関係民間団体と接

予定である。
●電子記録債権法施行に伴う会計処理の検討
平成20年12月1日に施行された、電子記録債権法に伴い、会計処理の取扱いについて、今回から本専門委員会でも検討を行っていく。考え方の方向性と、作業計画については次のとおり。

方向性

手形債権と異なる側面があるものの、手形債権の代替として機能することが想定されており、会計処理上は、今後も並存する手形債権に類似して取り扱うことが適当であると考えられる。

作業計画

次回1月7日の専門委員会において、実務対応報告の文案が出される予定で、1月から2月にかけて実務対応報告の公開草案の公表を目指している。

少子高齢化の進展、グローバル化・IT化に伴う社会情勢の変化、直近では内外の経済情勢の急激な変化等に伴い、税務行政においてさまざまな課題が生じている。

引き続き国税庁の任務である「適正・公平な課税・徴収の実現をしっかりと果たすこと」で国民の負託に応え、信頼を維持していきたい。

そのために税務行政の信頼感の確保、納税者の方々の公平感を保つことが重要だと考えている。

確定申告およびe-Tax

自書申告の一層の推進が基本であり、そのための相談体制の構築、ITを活用した施策を昨年引き続き進めたい。

特にe-TaxをはじめとするITを活用した施策の1つに、国税庁ホームページから利用できる確定申告書作成コーナーがある。すでに多数の方に利用していただいているが、作成コーナーでは確定申告書等作成した申告書をe-Tax送信ができるので、引き続き利用いただきたい。

また、e-Taxの利用に関しては5千円の税額控除、作成書類の省略、還付の早期処理など努力をしているので、そのようなくみがあることを広報し

ていきたい。

さらに昨年寄せられた意見を踏まえてe-Taxの使い勝手を向上したい。具体的にはシステムの変更の他、国税庁の他に、新たに局にもヘルプデスクを設けるなどサービス体制を準備し、e-Taxの24時間受付を1月19日から行う予定である。

国際化への取組み

個人・企業が国境を越えて事業活動・投資活動を行うことが活発化している。特に税制の違い、租税条約の違いを利用して税負担を免れる、国際的租税回避行為が大きな課題となっている。

納税者の公平感を担保する観点からあらゆる機会を通じて実態の把握に努め、綿密な税務調査を行い、厳正に対処する所存である。

国際的租税回避行為には各国

税務当局との協力が不可欠なため、国税庁では、ロンドンに開設された租税回避スキームの解明を目的とする国際タックスシエルター情報センター(JITSIIC)に平成19年9月から職員を派遣して情報の共有に努めている。

執行側でも努力していきたいが、現行法令のもとで対応困難な租税回避スキームには税制の整備も必要に応じて求めていきたい。

また、もう1つの大きな課題が移転価格税制だと認識している。企業活動の国際化から適用対象となる取引が増大し、内容が複雑化している。これに対応して、わが国の課税権を適正に行使するために必要な定員確保、審査体制の充実に重点を置いているところである。

移転価格の課税処分には社会一般の関心は高い。万が一処分が適正に行われていない場合、課税当局の信頼性に関わるので整備したい。

国税庁・国税局の体制を改めて整備したい。

また運用基準・執行方針の明確化を求める声が強いため、法令解釈通達・事務運営指針の整備・公表、さらに事前確認制度・相互協議にも人員等を充実させながら対応したい。



この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2008年12月17日	役員給与に関するQ&A	国税庁	役員給与の額の改定に関して、税務上の取扱い判断に参考となる事例をQ&A形式により取りまとめたもの。	—
2008年12月17日	自己株式取得に係る市場規制の緩和の延期について	金融庁	わが国株式市場の状況に鑑みて、時限的措置として緩和されていた自己株取得の市場規制の緩和期間が平成21年3月31日まで延長される。	—
2008年12月24日	監査委員会報告69号「販売用不動産等監査の強制表加減の要否の判断に関する取扱い」の改正について(案)	日本公認会計士協会	平成20年9月に改正された企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を踏まえた所要の改正。コメント募集期間は平成21年1月23日まで。	—

金融
懸念される日銀による民間信
用リスク引き受け

日銀は、19日に開催した金融政策決定会合で無担保コール翌日物金利の誘導目標を年0・3%から0・1%に引き下げることとを決定した。さらに今回の政策変更に関しては、併せてこれまで月1・2兆円規模で行ってきた長期国債の買入れを1・4兆円まで増額、買入対象国債の追加や年限別買入額の設定などの措置が取られた。

新たに対象国債となるのは、30年国債、物価連動国債、変動利付国債で、また極端な残存期間の偏在化防止のため、1年、10年で区切って残存期間を分類し、各々買入額を設定するというもの。さらに本年1月8日より実施する民間債務を活用した新たなオペレーションの具体的な実施要領を決めた。一方で日本政策投資銀行がCPの買入業務を開始するため、同行も日銀のCPオペ対象行とした。そして年末に向けた企業金融対策として時限的に日銀が直接CPを買い入れる措置を検討するように決定合議長から日銀執行部に指示が出された。

今回の日銀の措置に関して注目すべきは、この日銀自身がC

Pの買入実施を決定したことである。中央銀行が直接民間の企業金融に影響力を行使する、すなわち民間部門の信用リスクを中央銀行のバランスシートに抱え込むという極めて異例の事態である。

本来なら利下げ措置よりこちらの方が円安要因だが、アメリカの「ゼロ金利政策」実施などでドル安要因の方が強いため、ほとんど為替相場には反応がなかった。今は企業の資金繰りや金融緩和が焦点となっているため、こうした日銀の政策に反対論も出にくい。しかし、現在の不況下で今後日銀のバランスシートの毀損、すなわち円の対内、対外価値の毀損というリスクを新たに抱え込んだことになる。

時限的という条件付ながら、一度始めると政策転換は困難を極めそうだ。対症療法ではなく、日銀の守備範囲を越えた抜本的な景気対策を打つべきだ。財政措置、法整備など、強力なリーダーシップにも政府主導の政策立案が望まれる。

証券

心理不況に転機は来るか？

昨年10月以降の実体経済の落ち込みは、大雪崩が発生したかのようであった。落ち込みの数字は大体、35年前の第一次ショック以来というものが多く、そして、リーマン・ショックが襲ってきたからだといわれると、誰もが納得してしまう。

株価に直接響くのは、企業収益の動向であるが、その企業収益の予想は下方修正ラッシュとなった。特に日本経済を支えている自動車や電機産業の収益は、下方修正に踏み切っすぐに、次の下方修正を余儀なくさ

かった。今は企業の資金繰りや金融緩和が焦点となっているため、こうした日銀の政策に反対論も出にくい。しかし、現在の不況下で今後日銀のバランスシートの毀損、すなわち円の対内、対外価値の毀損というリスクを新たに抱え込んだことになる。

時限的という条件付ながら、一度始めると政策転換は困難を極めそうだ。対症療法ではなく、日銀の守備範囲を越えた抜本的な景気対策を打つべきだ。財政措置、法整備など、強力なリーダーシップにも政府主導の政策立案が望まれる。

裏返せば、不況は消費者心理、企業心理の悪化という心理的要因によるところが大きい。心理を少しでも好転させることができれば、様子は違ってくるだろう。

もちろん日本の心理好転にはアメリカの情勢変化が必要である。アメリカではバーナンキFRB議長が予想以上に早くゼロ金利政策に踏み切ったことが特筆される。大恐慌の研究者として名高い議長は、大恐慌IIデフレスパイラルを防ぐには金融の目詰まり解消が最優先の課題とみている。ゼロ金利はマネーの無制限な創出を可能にすることを意味する。

ゼロ金利政策に対するアメリカ株式市場の評価・反応は、まだよくわからない。新年の株式市場のスタートは、例年以上に心理的な要素に注意を払いたい。